

特例監理技術者制度の取扱いについて

建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）について、改正建設業法により定められました。

このことについて、益田市における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて、当面の間、下記のとおりとします。

1. 特例監理技術者の配置が可能な工事（以下、「対象工事」という。）の範囲について

- ・ 入札公告時点で予定価格が 2 億円未満の建設工事

2. 対象工事の要件

- ・ 以下の（1）から（5）の要件を全て満たしていること。
 - （1）建設工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事であること。
 - （2）土木一式工事にあたっては、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上 1 億 5, 0 0 0 万円未満の工事。
 - （3）建築一式工事にあたっては、予定価格が 1 億円以上 2 億円未満の工事。
 - （4）主たる営業所の所在地が市内にある者のみを対象とした工事であること。
 - （5）兼務の対象となる他工事の発注者が益田市であること。

3. 入札契約手続きにおける取扱いについて

- （1）対象工事については、特例監理技術者の配置を認める旨を入札公告に記載します。
- （2）競争参加資格申請時に特例監理技術者となりうるものを配置予定技術者として申請する場合は複数申請を可能とするが、監理技術者補佐については 1 工事に対して、1 人の申請とし、他工事との同時申請は認めません。
- （3）特例監理技術者については、兼務先となる監理技術者又は特例監理技術者として現在従事中の工事が対象工事であること。
- （4）同一技術者を特例監理技術者として他工事の入札に同時申請することは可能です。
- （5）監理技術者補佐を申請する場合は、別添「特例監理技術者届」を提出すること。
- （5）監理技術者補佐は、補佐の対象となる特例監理技術者を競争参加資格申請時に指定すること。（複数指定も可）
- （6）特例監理技術者として申請した技術者は、落札決定までの同一人物における監理技術者への変更はやむを得ない場合を除き、認められない。
- （7）益田市建設工事低入札価格調査取扱規程に基づき、低価格入札者として契約を締結する場合は、配置予定技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは不可である。